

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	15-1
処分の種類	家畜人工授精飼師の免許取消			
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第19条第1項			
処分の概要	家畜人工授精師が成年被後見人又は被保佐人に至ったときの免許の取り消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】家畜改良増殖法第19条第1項 都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第1項に規定する者に該当するに至ったとき又は家畜人戸授精師から申請があったときは、その免許を取り消さなければならない。 家畜改良増殖法第17条第1項 成年被後見人又は被保佐人には、家畜人工授精師免許を与えない。			
基準の制定根拠	—			